

## 第19回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 平成26年12月17日(水) 午後3時から
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階302会議室
- 3 出席委員 山口会長、西村副会長、光川委員、大久保委員、中村委員
- 4 欠席委員 川勝委員、廣田委員
- 5 事務局 安井財政部次長兼財政調整課長、福吉課長補佐、村山主査、菅原副主査
- 6 傍聴者 なし
- 8 議 題
  - (1) 答申書(案)について
  - (2) その他
- 9 配付資料
  - (1) 平成27年度予算における補助金等について(答申)

開 議 15時00分

(山口会長)

ただいまから、第19回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の会議は、川勝委員と廣田委員が欠席ですが、5名の出席がございますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、流山市では、審議会の会議は原則公開となっておりますので、本審議会も公開といたしますので、ご了解をいただきたいと思います。

本日は、「答申書(案)について」を議題として、進めてまいります。

はじめに、事務局から配付資料等について説明をお願いします。

(事務局)

私の方から、本日配付してある資料について、簡単にご説明いたします。

日程表と前回議論いただいた答申書(案)について、会長から修正を加えていただいたものを一式、資料として配布しております。

財政部長は、議会の会期中のため、欠席をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

(山口会長)

それでは、答申書(案)について、審議に入りたいと思います。

前回、審議した部分について、修正意見が何か所かありました。それに基づき訂正したものが、資料として配布されていますので、訂正した部分について確認していきます。

7ページの社会福祉協議会事業費補助金のコメント覧、「財政調整積立金」としていましたが、「財政調整積立基金」に訂正しました。

8ページの福祉タクシー利用補助金のコメント覧、「タクシー利用料金の値上げ」を入れていましたが、実質的には、これは無く、「利用者の増加が見込まれることによるもの」としました。

9ページの私立保育所 AED 設置事業補助金のコメント覧、「各園の自助努力」を「各所の自助努力」に直しました。

10ページの土地改良施設維持管理費補助金のコメント覧、「事業の執行」を「事業執行」に直しました。

11ページの自主防災組織防災資機材整備等事業補助金のコメント覧、「消火器維持管理補助金」を「消火器維持管理費補助金」に直しました。

12ページの小中学校特色ある教育活動推進事業協議会育成助成金のコメント覧、小中学校の増設によるものであり、「妥当である」としていましたが、B評価のため、「おおむね妥当である」に訂正しました。

13ページの進路指導対策費補助金のコメント覧、「効果」を「事業内容・効果」に訂正しました。

6ページの自治会館維持管理費補助金に余計なカギカッコが入っていたので、削除しました。

これで、よろしいですか。

(安井財政部次長兼財政調整課長)

事務局から説明したい点があります。

9ページの私立保育所 AED 設置事業補助金のコメント覧に「私立保育所の経営自体は自立が基本と考える」とありますが、保育所の理念については、公立、私立問わず、市が保育料を徴収して、国からの補助金と一緒に私立保育所に交付しています。歳入の主権は、私立保育所にはありません。国が基準を決め、保育の人数に従って運営費の補助金を交付するかたちになっています。私立保育所は、自助努力ということと言うと、決められた金額より安い金額で保育士を採用する等の裁量しかありません。これらの制度を理解した上でコメントをお願いします。

(山口会長)

私立保育所に国からの補助金があることは、承知しています。

他に歳入は、ありますか。

(安井財政部次長兼財政調整課長)

保育料があります。

保育料は、公立保育所の分も私立保育所の分も市が徴収し、それを運営費として、私立保育所に交付しています。歳入でいうと、幼稚園等の教育施設とは違い、独自に保育料を決める裁量は、ありません。

(山口会長)

私立保育所の利益は、何で出すのですか。

(安井財政部次長兼財政調整課長)

運営費の中で安い金額で保育士を採用したりしています。その部分で言うと自助努力となるかもしれません。

国が全部基準を決めています。0歳児の保育は、保育士が何名必要と決められています。

私立保育所は、自分達で保育士を確保しています。私立保育所に若い保育士が多いのは、年齢が高くなると、運営費が高くなってしまうので、その部分の自助努力は、あります。

自分達で、保育料を決めることは出来ません。国が決めた基準の中で運営していますので、自助努力をあまり掲げない方がよいかと思います。

(西村副会長)

AEDを入れることを決めたのは、どこですか。

(安井財政部次長兼財政調整課長)

市が決めました。

子ども子育ての関係で、すべての保育所、幼稚園にAEDを設置することを決めました。

(西村副会長)

私立保育所の裁量権は、なかったのですね。

市が決めたことであれば、市が補助するのは、当たり前だという理屈になります。

(山口会長)

利益の部分は、若い人を採用して、補助対象経費の中で利益を出しているのですね。事業費も決められているのですか。

(安井財政部次長兼財政調整課長)

流山市の場合は、保育単価は、国より安いので、市から運営費を上乗せして交付しています。公立も私立も同じ考え方です。保育料、国、市からの交付で運営しています。

(山口会長)

子ども園になったらどうなるのですか。

(安井財政部次長兼財政調整課長)

認定子ども園は、園児に対する床面積、保育士の人数等、国が基準を決めます。

保育料は、園児の数によって毎月変わってきます。毎月、運営費を市から交付しま

す。保育料を市が徴収し、国と市の基準の差額があれば、市が持ち出しをします。

(山口会長)

保育所は、公立を私立に移そうとしていますが、公費の負担は、変わらないのですか。

(安井財政部次長兼財政調整課長)

公費の負担は、変わりません。

私立に独自の歳入は、ありません。

独自事業に対する補助金が出ます。例えば、延長保育等で少し利益がでます。

(山口会長)

AEDは、公立、私立の区別なく置くべきだというのは、市の方針なので、補助するということですね。

整理すると、幼稚園は、経営努力できますが、保育所には、それが無いのですね。誤解していました。

(安井財政部次長兼財政調整課長)

今までの答申書では、問題なかったのですが、今回は、「経営自体は自立が基本」となっています。

(山口会長)

幼稚園と同じ経営の仕方だと思っていましたが、違うのですね。

AEDの契約は、私立保育所ですか。

(安井財政部次長兼財政調整課長)

私立保育所は、市の施設ではありませんので、補助金というかたちになります。

(西村副会長)

市が補助金を出さざるを得ないのですね。

(安井財政部次長兼財政調整課長)

補助金は、2分の1です。半分は、私立保育所の負担です。

(山口会長)

私立保育所の経営は、厳しいのですね。

(西村副会長)

私立幼稚園と私立保育所が同じ文章になっています。

(山口会長)

コメント覧中ほど「また、私立保育所の経営自体は自立が基本と考える。」の部分は、削除します。後半部分の「各所の自助努力とならないかなど」を削除し、「導入後一定期間の助成は必要と考えるが、少なくとも、再リース・消耗品の更新等に当たっての補助のあり方等について引き続き検討されることを要望する。」に変更したいと思いますが、よろしいですか。

私立保育所の経営については、我々の認識が違っていました。担当課の方で説明してほしかったです。

確認しますが、私立幼稚園の方は、変更なしでよろしいですね。

私立保育所の方は、変更いたします。

それでは、答申（案）を西村副会長と相談しながら文章をつくりましたので、説明いたします。1 ページ「はじめに」の部分は、流山市の補助金に特化して文章を考えました。

今回は、2 回目の諮問ですので、第1 回の答申に触れた方がよいかと思い、10 月1 日の答申の意見を少し書きました。前回、改善要望を出しましたので、長期継続等色々なことについて、実行プラン作成時に検討していただきたいと書きました。

委員7 名が市の関係部局と真摯に議論をし、審査、評価を行いましたという文言にしております。

2 ページは、18 件の審議でしたが、流山市の補助金の全体像を何等かのかたちで載せた方がよいかと思い、このような表現にしました。「平成27 年度の流山市の補助金等は、要求全体で121 件、2,158 百万円（下記（1）表）となっており、平成26 年度予算（下記（2）表）との比較では、件数で7 件の減、金額では、1,277 百万円の減額請求となっています。その増減額の内訳は次のとおりです。」とし、「（1）平成27 年度補助金等予算要求内訳」を整理しました。27 年度の全体額を出し、10 月1 日の第1 回目と同じように、市単独の補助金と国、県補助金が比較できるようにしております。平成26 年度増減等の欄は、121 件が昨年と比べ増額要求、減額要求、同額要求となっているものが何件で、金額はどの位あるか整理しました。平成26 年度と27 年度を比較して、増減している主なものをピックアップしました。

「①平成26 年度には、予算計上がなく、平成27 年度に新たに予算要求する補助金」は、「（注）制度自体は存するが、平成26 年度には該当する事案がなかったため予算計上しなかったものであることから、本表では新規ではなく増額要求補助金等として計上」とし、市単独補助金等が2 件ありました。自治会館建設事業補助金と国際標準規格認証取得支援事業補助金です。

「②平成26 年度には予算計上したが、平成27 年度には該当する事案がないため予算要求を行わない補助金等」は、市単独補助金等が2 件、国、県補助金等が4 件ありました。

3 ページ、「③平成26 年度限りの補助金等」は、市単独補助金等が2 件ありました。臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金です。

「④平成27 年度に他の補助金等へ統合したことによる件数の減」は、市単独補助金等が1 件、自主防災組織消火器維持管理費補助金です。

更に「特に、平成27 年度において、「国・県補助金等」が大幅な減額となっていますが、これは、消費税率の引き上げに伴い、平成26 年度の単年度事業で暫定的かつ臨時的な給付措置として実施された上記③の補助金等2 件が減額となることのほか、平成26 年度において、私立保育所が多く新增設（7 か所）されたことに伴い増額となった「私立保育所整備補助金」が、平成27 年度では新增設の数が減となるために減額（△306,180 千円）となること及び上記②などがその主たる要因となっ

ています。」としました。

件数については、平成26年度は、128件でしたが、平成27年度は、121件でした。

平成26年度の補助金等予算内訳を当初予算にプラスされた6月補正、9月補正、12月補正を表にしました。注1、注2として、「(注1) 6月補正の3件は、新規計上の補助金等である。(注2) 9月補正の3件及び12月補正の5件の補助金等は、平成26年度既計上予算額を増額補正するものであることから、合計欄の件数には含まない。」としました。

4ページは、審査対象補助金等、審査日程及び判断基準等の整理をしました。「今回の諮問は、平成27年度予算の策定に当たって、「平成27年度に増額要求のある補助金等(26件)について」本審議会の意見を求められたものであります。したがって、これを受けての審査対象補助金等及び審査の判断基準等については次のとおりとしました。」とし、「審査対象の補助金等は、平成27年度増額要求補助金等(1-(1)参照)のうち、「第1回答申」と同様、「国・県補助金等」8件を除く「市単独補助金等」18件としました。また、審査に当たっては、「実行プラン」等を基に市の担当部局からのヒアリングを2日間に分けて行い、その後各委員からそれぞれの補助金ごとの評価・意見等を求め、これらに基づき審議し、本審議会としての「総合評価」等を決定しました。」と整理しました。

審査日程は、11月12日に諮問をいただき、11月19日と26日にヒアリングを各課から行いました。12月3日と10日に皆さんの評価表を審議し、答申に向けての総合評価、コメントを協議しました。本日、17日は、答申書の全文についての協議を行っております。24日には、答申書を決定し、25日3時に市長へ答申する予定です。

5ページ、判断基準及び総合評価区分は、第1回答申と同様です。判断基準は、公益性、公平性、必要性、効果、適切性の五項目。総合評価区分は、四段階で評価しました。

6ページ、審査の結果、審査対象補助金等に係る総合評価は、A評価妥当なもの15件、B評価おおむね妥当なもの2件、C評価検討を要するもの1件、D評価不認可とすべきもの0件、計18件です。

個別評価については、先程説明したとおりです。

最後の15ページは、「おわりに」としました。読み上げます。

冒頭に申し上げたように、「改善要望補助金等」に係る「実行プラン」の作成に当たっては、事業内容等の見直しを含め、その対応策等を反映させるようお願いをいたしました。

今回審査対象とした補助金等18件の中には、この「改善要望補助金等」として意見等を付記したものが10件含まれていましたが、一部を除き、本審議会が付した意見等に対しては、「実行プラン」にその対応策等が示されており、改善の方向性等が

見られるようになりました。

本審議会の意見等に真摯に取り組まれていることに対しては評価をしたいと思います。

しかし、今回諮問のありました補助金等の審議は、わずか18件と平成27年度の市単独補助金等92件の2割にも満たないものでした。(1-(1)参照)

このことは、「改善要望補助金等」として意見等を付した事業の大半が前年度と同額要求若しくは減額要求であることから、改善の方向性等についての審議を経ることなく、平成27年度においても継続執行されるということになります。

むろん、本審議会は、「改善要望補助金等」であっても、事業自体の必要性は認めたと上の意見等であり、事業の執行を否定するものではありません。

しかしながら、市長からの諮問を受け、委員全員が真摯に議論をし、検討を加えた上での貴重な意見等でもあります。

平成27年度予算の策定を含め事業の執行に当たっては、本審議会の意見等を十分に尊重されますよう強く要望いたします。

いうまでもなく補助金等は市民の貴重な税金により賄われているものであります。

流山市の活性化、市民生活の向上等を図るために補助金等が有効に活用されることは何よりも大切なことではありますが、併せてその適正執行には万全を期されるようお願いいたします。

これは、西村副会長と相談しました。

私が気になるのは、増額要求したものだけでなく、色々な意見が出て指摘したものは、もう一度審議した方がよいのではないかと、書こうと思いましたが、市当局、事務局当局、審議会委員の皆さんと協議をした上の方がよいのではないかと西村副会長の意見がありましたので、書きませんでした。事業の執行、予算の策定等で意見を尊重してくださいと書けばよいのではないかとということになりました。

このようにまとめましたが、何か意見はありませんか。

(安井財政部次長兼財政調整課長)

3ページの表の補正の件数、カギカッコを右寄せにして、体裁を整えた方がよいと思います。

(山口会長)

技術的なところは、福吉補佐をお願いします。

(西村副会長)

去年までのように国の話しは、しないで、流山市の補助金に限定するかたちは、賛成です。

最後の部分、会長がおっしゃった改善要望したところの件について、今回の審議対象になっているものは、市長から諮問のあったものに限定すると27年度の新規と増額です。前回指摘したものをもう一度審議する場合、諮問の対象としてどのように取り扱うのか気になりました。

(安井財政部次長兼財政調整課長)

次回検討させていただきます。ご意見をいただいたものについては、実行プランを再提出してもらい、対応していくことを検討しています。

(西村副会長)

去年と同じにしていれば、この審議会から何も言われずに済むし、目立たないのでそのままになってしまいます。

(安井財政部次長兼財政調整課長)

担当部局の方でそれぞれ検討しておりますので、何らかのかたちで対応いたします。

(山口会長)

市が予算を決めるにあたって、事務局から、各部局に審議会の実行プランについての通達をしていると聞いていますので、その部分も呑み込んで書いたつもりです。

実行プランの書き方が変わってきましたので、いいことだと思います。

(光川委員)

確認ですが、15ページの「おわりに」の部分で、「改善要望補助金等」として意見等を付記したものが10件含まれていました。」とありますが、コメントがあるものということですか。

(山口会長)

はい、そうです。

(光川委員)

10件は実行プランに対応策を反映させてほしいということで、10件中一部を除き、おおむね対応策が示されていたということですね。

(山口会長)

はい、そうです。

例えば、小中学校特色ある教育活動推進事業協議会育成助成金や進路指導対策費補助金は、教育委員会のホームページで公開予定である、教育研究部会で検討する等、実行プラン書いてくるようになりました。前は、そうではありませんでした。

(光川委員)

改行が多いのが気になります。つながらないのに改行しているようですが、意図があるのですか。

(山口会長)

意図は、ありません。

(光川委員)

文章の書き方として、一段落に一つの結論を入れていくイメージですが。

(山口会長)

それでもおかしくはないのですが、ただ、強調してわかりやすくしたいと思いました。

(光川委員)

「しかし」が出てきますが、前部を受けて「しかし」なのか、段落の中での前文を

受けて「しかし」なのか、結論が読みづらいと思います。

どこを強調したいのかで変えた方がいいと思います。

(山口会長)

強調したいのは、「評価をしたいと思います。」ですが、「今回諮問のありました補助金等の審議は、わずか18件と平成27年度の市単独補助金等92件の2割にも満たないものでした」と、本当はもっとあるのに、そのままいくという流れです。

(光川委員)

これを読んで伝わるかどうか、疑問です。これを初めて読んで、読み取れませんでした。

(山口会長)

言いたいことをどう繋げていくかです。

(光川委員)

「意見等を付した事業の大半が前年度と同額要求若しくは減額要求であることから、改善の方向性等についての審議を経ることなく、平成27年度においても継続執行されるということになる」ので、もう一度見直した方がいいのではないかという意見ですね。

(山口会長)

もう一度見直した方がいいということは、書きませんでした。継続執行されることは、否定するものではないとしました。おおむね妥当、妥当であると認めた事業ですので、見直し等の意見を書きました。

(光川委員)

継続執行されるので、実行プランとして、反映したかどうかを確認できないという問題点があります。

(山口会長)

そこで、「平成27年度予算の策定を含め事業の執行に当たっては、本審議会の意見等を十分に尊重されますよう強く要望いたします。」としました。事務局の財政調整課が実行プランに基づき予算要求するよう指示していると、聞いていたので、このようにしました。

(西村副会長)

会長と相談していた文章は、「今後においては、新規および増額要求の補助金等に限定することなく、特に改善する事業等を聴取することが必要と思われる既存補助金等については、加えて審査することも必要ではないかと思います。」となっていました。諮問には入っていないので、この部分は削除した方がいいと思いました。

(光川委員)

その部分をカットしたので、繋がりがわかりにくかったのですね。繋がった方が、読みやすいのですが、強く言い過ぎですね。

(山口会長)

事務局から、予算の策定時には、実行プランを書いて要求するように全庁的に指導

していると聞いたので、その部分は、先程のようにまとめました。

今後、どうするかは、考えていきたいと思えます。諮問に対し答申する立場にあるので、諮問に入ってくればいいのですが、今回は、このようにしました。

(光川委員)

「むろん」は、上に繋がるのですか、下に繋がるのですか。

(山口会長)

上に繋げています。審議会の方向性としては、改善の方向性が見えないけれど、否定はしていません。事業の必要性は、全部認めている上での「むろん」です。

(光川委員)

具体的に良い文章が思い浮かびません。

(山口会長)

もう少しコンパクトにしたかったのです。

審議会は、非難することが目的ではありません。指摘し検討してほしいという意見が出て増額がなければ、そのまま検証することがありません。前審議委員の中からも意見が出ていました。今後の検討課題です。例えば、前回C評価だったものも諮問があれば、別ですが、それがない限り、新規、増額だけの諮問です。

我々が意見したことをきちんとやってくださいということを書きたかったのです。

(光川委員)

改行しないで繋げた方が、「本審議会の意見等を十分に尊重されますよう強く要望いたします。」の2番目の段落の言いたいことが伝わると思えます。1文1文改行すると、それぞれ単独になってしまうので、段落の最後にまとめがある方がいいと思います。

#### 【文章の表現等を確認】

(山口会長)

整理したものを読み上げます。

冒頭に申し上げたように、「改善要望補助金等」に係る「実行プラン」の作成に当たっては、事業内容等の見直しを含め、その対応策等を反映させるようお願いをいたしました。

今回審査対象とした補助金等18件の中には、この「改善要望補助金等」として意見等を付記したものが10件含まれていました。そのうちの多くは、本審議会の意見等への対応策等が「実行プラン」に示されており、改善の方向性等が見られるようになりました。

本審議会の意見等に真摯に取り組まれていることに対しては評価をしたいと思えます。

しかし、今回諮問のありました補助金等の審議は、わずか18件と平成27年度の

市単独補助金等92件の2割にも満たないものでした（1－（1）参照）。このことは、「改善要望補助金等」として意見等を付した事業の大半が前年度と同額要求若しくは減額要求であることから、改善の方向性等についての審議を経ることなく、平成27年度においても継続執行されるということになります。むろん、本審議会は、「改善要望補助金等」であっても、事業自体の必要性は認めた上での意見等であり、事業の執行を否定するものではありません。

しかしながら、答申は、市長からの諮問を受け、委員全員が真摯に議論をし、検討を加えた上での貴重な意見等でもあります。平成27年度予算の策定を含め事業の執行に当たっては、本審議会の意見等を十分に尊重されますよう強く要望いたします。

いうまでもなく補助金等は市民の貴重な税金により賄われているものであります。

流山市の活性化、市民生活の向上等を図るために補助金等が有効に活用されることは何よりも大切なことではありますが、併せてその適正執行には万全を期されるようお願いいたします。

これで整理して、来週24日最終確認し、25日に市長答申の予定ですので、よろしくお願いたします。

本日は、ありがとうございました。

閉 議 16時50分

流山市補助金等審議会  
会長 山口 今朝勝